



一般社団法人北海道視能訓練士会
定款施行規則



一般社団法人北海道視能訓練士会

定款施行規則



一般社団法人北海道視能訓練士会

定款施行規則

第1章 総則

第1条（目的）

この規則は、一般社団法人北海道視能訓練士会（以下「本会」という。）の定款に基づき、本会の運営に関し必要な事項を定め、定款の円滑な施行を図ることを目的とする。

第2条（適用関係）

1. 本会の運営については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令、本会の定款及びこの規則の定めるところによる。
2. この規則に定めのない事項については、理事会の決議その他定款に定める手続により定めるものとする。
3. 個別の事項について別に規程、細則、要領その他の定めがある場合は、その定めによる。

第2章 会員

第3条（入会の手続）

1. 定款第8条第1項に規定する正会員、学生会員及び賛助会員として入会しようとする者は、所定の入会申込手続を行わなければならない。
2. 入会申込みを受けたときは、事務局において必要事項を確認し、理事会に報告するものとする。
3. 入会の承認は、理事会の決議による。
4. 入会を承認したときは、事務局は速やかにその旨を申込者に通知するものとする。

第4条（会員情報の登録）

1. 入会を承認された者については、氏名、住所、連絡先、その他本会の運営に必要な事項を会員情報として登録する。
2. 会員は、登録事項に変更が生じた場合は、速やかに所定の方法により届け出なければならない。
3. 前項の届出を怠ったことにより生じた不利益について、本会はその責を負わない。

第5条（退会の手続）

1. 定款第11条に基づき退会しようとする会員は、所定の退会届を会長に提出するものとする。
2. 退会届を受理したときは、事務局は会員情報を更新し、理事会に報告するものとする。
3. 退会する者に未納の会費その他の債務がある場合は、退会後もその納入義務を免れ



ない。

第6条（会費）

1. 会員の入会金及び会費の額、納入方法その他必要な事項は、別に定める。
2. 会費の納入期限その他の取扱いについて必要な事項は、理事会の決議により定めることができる。

第7条（会費の免除等）

定款第9条第2項に基づく会費の免除その他の取扱いについては、理事会の決議により定める。

第3章 社員総会

第8条（社員総会の招集）

1. 社員総会の招集に関する事項は、法令及び定款の定めるところによる。
2. 社員総会の招集通知には、法令及び定款に定める事項のほか、社員総会の運営に必要な事項を記載することができる。

第9条（議事の運営）

1. 社員総会の議事は、法令及び定款に定めるところにより運営する。
2. 議長は、議事の円滑な進行を図るため、必要な措置を講ずることができる。
3. 議長は、議場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができる。

第10条（議事録）

社員総会の議事録は、法令に定める事項を記載し、適切に作成及び保存するものとする。

第4章 役員

第11条（役員の選任に係る手続）

1. 理事及び監事の候補者の選定に関する事項については、理事会において必要な手続を行う。
2. 理事及び監事は、定款第23条に基づき社員総会の決議によって選任する。

第12条（会長及び副会長の選定）

1. 会長及び副会長は、定款第23条第2項に基づき、理事会の決議によって理事の中から選定する。
2. 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときの職務の代行その他必要な事項については、理事会において定める。

第13条（理事の業務分担）

1. 定款第24条第2項に規定する理事の業務分担は、理事会の決議により定める。
2. 業務分担を定めたときは、その内容を理事に周知するものとする。
3. 理事会は、必要に応じて業務分担を変更することができる。

第14条（役員の就任及び退任）



1. 新たに選任された役員は、就任承諾その他必要な手続を行うものとする。
2. 役員が任期満了、辞任、解任その他の理由により退任するときは、必要な引継ぎを行うものとする。

第15条（役員の費用）

1. 定款第30条第2項に基づく役員の職務遂行に必要な費用については、別に定める。
2. 前項の費用の支給に関し必要な事項は、理事会の決議により定めることができる。

第5章 理事会

第16条（理事会の招集通知）

理事会の招集通知は、法令及び定款の定めるところにより行う。

第17条（理事会の議事）

1. 理事会の議事は、法令及び定款の定めるところにより運営する。
2. 理事会に付議すべき事項は、あらかじめ会長が整理するものとする。
3. 理事は、理事会に付議すべき事項があるときは、会長に申し出ることができる。

第18条（理事会への報告）

1. 各理事は、担当する業務の執行状況について、必要に応じて理事会に報告するものとする。
2. 会長は、本会の業務執行上必要があると認める事項について、担当理事に報告を求めることができる。

第19条（理事会議事録）

理事会の議事録は、法令及び定款の定めるところにより作成し、適切に保存するものとする。

第6章 支部、委員会及び部会

第20条（支部）

1. 定款第50条に基づく支部の設置、組織、運営その他必要な事項は、別に定める。
2. 支部は、本会の目的及び定款並びに本会の諸規程に従って活動するものとする。

第21条（委員会及び部会）

1. 定款第51条に基づく委員会及び部会の設置、組織、職務その他必要な事項は、別に定める。
2. 委員会及び部会は、理事会の決議又は本会の規程等に基づき、その所掌する事項を処理する。

第22条（委員会等の活動報告）

委員会及び部会の長は、必要に応じて活動状況を理事会に報告するものとする。

第7章 事務局

第23条（事務局の業務）



事務局は、定款第 52 条に基づき、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 社員総会及び理事会に関する事務
- (2) 会員の入退会及び会員情報の管理に関する事務
- (3) 会計及び財務に関する事務
- (4) 本会の文書及び記録の管理に関する事務
- (5) 本会の事業の実施に関する事務
- (6) 本会の広報及び情報提供に関する事務
- (7) その他本会の運営に必要な事務

第 24 条（事務局長）

1. 事務局長は、会長の指示を受け、事務局の事務を統括する。
2. 事務局長は、事務局の職員を指揮監督する。
3. 事務局長は、重要な事項について会長に報告するものとする。

第 25 条（職員）

事務局の職員は、事務局長の指示を受け、本会の事務を処理する。

第 8 章 情報公開及び個人情報

第 26 条（情報公開）

1. 定款第 53 条に基づく情報公開に関し必要な事項は、別に定める。
2. 本会は、法令、定款その他の規程に基づき、適切な情報公開に努めるものとする。

第 27 条（個人情報の保護）

1. 定款第 54 条に基づく個人情報の保護に関し必要な事項は、別に定める。
2. 本会の役員、職員、委員その他本会の業務に従事する者は、業務上知り得た個人情報を適正に取り扱わなければならない。

第 9 章 文書及び記録

第 28 条（文書の管理）

1. 本会の文書及び記録は、適正に作成、保存及び管理するものとする。
2. 文書の管理に関し必要な事項は、別に定める。

第 29 条（電磁的記録）

本会の業務に関する電磁的記録についても、前条の規定に準じて適正に管理するものとする。

第 10 章 補則

第 30 条（委任）

この規則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、法令、定款及びこの規則に反しない範囲で、理事会の決議により定める。



第 31 条（規則の改廃）

この規則の制定、変更及び廃止は、理事会の決議による。

附則

1. この規則は、令和 年 月 日から施行する。